

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第142回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和6年10月23日(水)午後1時23分から午後2時58分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	横山部長(都市建設部) 山田課長、由井課長補佐、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 高木課長、宮川係長(建築住宅課)
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和6年10月25日

<p>1 会議の概要</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) あいさつ</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>(4) 意見聴取</p> <p>(5) その他</p> <p>(6) 閉 会</p> <p>2 議事概要</p> <p>【1】報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第141回土地利用審議会議事録について …誤り等のないことを確認した。 <p>【2】意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取(1): 穂高地域特定開発第6-7号 <p>資料説明(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緑地の維持管理はどうか。 → 土地は市に帰属されるが、通常の維持管理は居住者をお願いをする予定であり、事業者を通して管理協定を締結する予定である。 ○ この地域は宅地化が進行しており、将来的も宅地化が進行すると思われるが、広域農道は通行量も多い中、右折レーンなどはない状況である。将来の道路計画について、市の方でも検討いただき、農道の通行に支障が生じないような対策を検討いただきたい。 → 承知した。市への要望として承る。 ○ 道路計画について、道路改良が開発地前面のみに留まっているが、道路全体が狭隘なため通行上の問題があるように感じる。 また計画地内に新設する道路についても、既存交差点のすぐ近くに新たに交差点を設ける計画となっており、安全上の課題があると感じる。 道路計画について再考は促せないのか。 → 道路拡幅について、前提として法令上の根拠をもった指導は開発地前面の拡幅に限定されてしまう。計画地外の道路拡幅については地元説明会でも要望が挙がったようだが、既存建築物や工作物等が存在していることもあり、最終的に計画地外の道路は拡幅しないことで計画が立

案された状況である。

また、新設道路についても、各種法令の基準を満たしていることもあり、再検討を義務付けることは難しい。

ただし、通行上、安全上の課題があるのではないかとのご指摘をいただいたので、その旨、事業者にお伝えし、お願いベースとはなるが道路計画の再考を指導していきたい。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える)

・意見聴取（２）：豊科地域特定開発第６－８号

資料説明（事務局）

○ 計画地北東を不整形な形状で分筆する計画であるが、これは何か意図があつてのものか。

開発地の北側の道路について、現況写真では樹木が生い茂っているように見えるが、道路としての機能は問題ないのか。

→ 計画地南側に農地がある。開発予定地にもともとあつた住宅に付属する土地だが、西側からの進入が困難なため、進入路を確保する目的で分筆するものである。

北側の道路については、車での通行も支障がない路線である。

(本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないと考える)

・意見聴取（３）穂高地域特定開発第６－９号

資料説明（事務局）

○ 南側の区画のすぐ北側の道路用地の取り扱いは。

→ 法令上必要な転回広場を設けたものであり、これを含めて位置指定道路となる。

○ 消火栓の所有権と維持管理はどうなるか。

→ 所有権は市となる。維持管理については一般的に地元消防団が実施しており、帰属後、所管課の危機管理課から地元消防団へ情報が伝えられるものと思われる。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える)

・意見聴取（４）：豊科地域特定開発第６－１１号

資料説明（事務局）

○ 計画地内の水路の払い下げ予定は。また、当該水路を払い下げることによって周辺農地の営農に支障は生じないか。

→ 水路は払い下げの予定であり、周辺農地への影響も生じない旨を聞いている。

○ 水道用地の共有持分について、代替わりなどでトラブルになるケースが想定される。宅地の購入者に十分な説明を行うよう、開発事業者に対して指導されたい。

→ 承知した。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える)

- ・意見聴取（５）：三郷地域特定開発第６-14号

資料説明（事務局）

○ 地元からカーブミラーの設置について要望が挙げられたとのことで、北側道路の線形が悪いことも踏まえてのことだと思われる。カーブミラーの設置のみで良いのかも含め、要望が上がった段階で検討をお願いします。

→ 承知した。

（本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないとする）

【３】その他

- ・次回審議会日程

以上